0)

部を改正する条例

○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改

○地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例

○福岡県建築都市関係手数料条例の一

部を改正する条例

(こども福祉課)

九

税

務

課

九

建築都市総務課

正する条例

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

教育庁特別支援教育課

0

一部を改正する条例

警察本部警務課

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

公園街路課 都市計画課

 \bigcirc

ととした。

○福岡県屋外広告物条例の

一部を改正する条例

○ 福

岡県警察関係手数料条例

0

部を改正する条例

○福

岡県高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に

警察本部交通企画課

一部を改正する条例(警察本部交通規制課)

関する基準を定める条例の

令和 五年 六月 + Ł H

公布

され

た 条 例

の あ 5 ま

部を改正する条例

一部を改正する法律の制定に伴

総務部人事課

第 増 四

百 九

号

◇災害派遣手当の支給に関する条例の

刊 (1)

2 1 この条例は、 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の 所要の規定の整備を行うこととした。

律附則第一条に規定する政令で定める日から施行することとした 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の 部を改正す

◇福岡県税条例の一 部を改正する条例

○災害派遣手当の支給に関する条例の

例

第

一十四号-第1

二十五号

部を改正する条例

人

事 務

課

税

課

 $\stackrel{::}{=}$

目

次

○福岡県税条例の一部を改正する条例

○過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福

岡県税の課税免除に

税

務

課

: 八

1

関する条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、 自動車税環境性能割における税率 総務部税務課

区分の見直しを行うほか、 所要の規定の整備を行うこととした。

2 各号に掲げる規定は、 この条例は、 令和六年一月一日から施行することとした。 当該各号に定める日から施行することとした。 ただし、 附 則 第

所要の経過措置を設けることとした。

◇過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の 部

九 を改正する条例

九

1 合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定に伴い、 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場 所要の規定の整備を行うこ

2 この条例は、 公布の日から施行することとした。

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の 部を改正する

条例

0

1 る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令 合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定による地域経済牽引事業の促進によ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場 部改正に伴 不動産取得税の課税免除について、 その適用期限を延長すること

每週火金曜日 定期発行日

総務部税務課

総務部税務課

1

2 この条例は、 公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部こども福祉課)

定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の制

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

整備を行うこととした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1

1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の制定に伴い、 所要の規定の整備を行うこ

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 2 この条例は、 公布の日から施行することとした。

報

県

公

(建築都市部都市計画課)

1 関する事務を景観行政団体である柳川市が処理することを可能とするほか、所要の規 定の整備を行うこととした。 屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に

2 この条例は、令和五年十月一日から施行することとした。 福

岡

所要の経過措置を設けることとした。

関係条例の一部を改正することとした。

(建築都市部公園街路課)

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

1 を定めることとした。 公園施設として西公園内にドッグランを整備することに伴い、その利用料金の上限

2 この条例は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁特別支援教育課)

伴い、所要の規定の整備を行うこととした。 県立特別支援学校設置計画に基づき、糸島市に県立特別支援学校を設置することに

2 この条例は、 令和五年十一月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

国の措置に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の額の改定を行うこととした。

2 1

勤務手当に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用することとした。 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通企画課)

必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。 講習に関する事務が新設されたこと等に伴い、当該講習の受講に係る手数料について 道路交通法の一部を改正する法律等の制定により、 特定小型原動機付自転車運転者

この条例は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇福岡県高齢者、 る条例の一部を改正する条例 障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定め

(警察本部交通規制課)

の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い 所要の規定の整備を行うこととした。 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則の制定による高齢者、 障害者等

1

この条例は、令和五年七月一日から施行することとした。

2

条 例

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事 誠太郎

福岡県条例第二十四号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例(平成七年福岡県条例第四十一号)の一部を次のよ

増刊①

うに改正する。

派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

「第四十四条」を「第二十六条の八」に、

「新型インフルエンザ等緊急事態

第一号」に、

「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の

「第七十二条の二第九項第一号」を

「第七十二条の二第十項

一十条の十九の三中

十二第一項ただし書」に改める

第二十条の二十一第一項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中

条中

この条例は、 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律

(令和五年法律第十四号) 附則第一条に規定する政令で定める日から施行する

令和五年六月二十七日

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する

福岡県知事 服部

誠太郎

の軍隊をいう。

が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、

5

の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍

(同協定第一条のに規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア

第四十七条の四の二及び第四十七条の二十四第七項において同じ。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力

項」を「前三項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

福岡県条例第二十五号

福岡県税条例の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

一条 福岡県税条例

第

第四十七条の四の二 オーストラリア軍隊が、第四十七条第五項の規定により軽油引

第四十七条の四の次に次の一条を加える。

項

(第六号に係る部分に限る。) の規定にかかわらず、

軽油引取税を課さない。

この条及び次条において同じ。)」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第一号

「及び市町村民税並びに森林環境税の課税額」に改め、 「対する個人の県民税」

「又は森林環境税」を加え、同条第三項中「県民税」の下に「及び森林環境税」を

7

は、

適用しない。

燃機関の燃料として消費するときは、

き又は」を「とき、又は」に改め、同条に次の一項を加える

オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内

第一項

(第四号に係る部分に限る。) の規定

第四十七条の二十四第一項中「においては」を「には」に改め、

同条第五項中

と

第四十七条の十八第二項中「第四十七条の十六第十一項」を「第四十七条の十六第

いて運行の用に供するため消費した場合に限る。)における当該軽油又は燃料炭化 炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路にお 取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料

第四十六条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課

「左に」を「次に」に改め、

同条第五項中「前四項」 一を「前各項」に改める。

民税」

の下に「又は森林環境税」を加える

第二十条の九の見出し中

(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正

第二十条の八の見出し中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条第一項 第二十条の三第二項中「によつて」を「により」に改める。

譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)に規定する森林環境税をいう。 各号列記以外の部分中「県民税」の下に「及び森林環境税(森林環境税及び森林環境

以下

さない。

水素油の消費に対しては、

十二項」に改める

びに森林環境税」を加え、同項第四号中「の課税額と個人の市町村民税の課税額」を 中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同項第二号中「均等割」の下に「並 ー の 下

同条第四項中「県民税」の下に「及び森林環境税

「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条中「県

3

第二十条の十二の二第二項中「、

連結し」を削る。

トン」に改め、

第五十二条第一項第一号イ2中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、

同号口

②中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五

同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、

「トラック」を「バス

口

の次に次のように加える。

度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「バス又は」を 二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年 成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの 下のトラックにあつては、 効率に百分の百五」に改め、 ネルギー消費効率」という。 されるべきものとして定められたもの この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十 年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「基準エネルギー消費効率であつて平 百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、 消費効率」という。)に百分の九十五を乗じて得た数値(車両総重量が二・五トン以 るべきものとして定められたもの(以下この条において「令和四年度基準エネルギー 値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用され 「バス又は」を削り、 一号イ②中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、 [年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、 に改め、 同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数 「百分の八十」に改め、同項第三号イ

②中「百分の六十五」を「百分の七十」に改 を「二分の一」に改め、 同号口②中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ②中「平成二十七 同号ハ(2)中 同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、 同号ニ(1) 「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和 ア中「二分の一」を 同号へ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の 令和四年度基準エネルギー消費効率)」に改め、同号へ中 同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り)に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費 同号ニ(2)中「平成二十七年度以降の各年度において適用 (以下この条において「平成二十七年度基準エ 「四分の三」に改め、 同号口(2)中「百分の七十五」 同号ハを同号ホとし、 同号ニ(1) 同号二(2)中「平成 (イ) 中 四四 同項第 (以 下 [分の

車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、 行規則で定めるもの 次のいずれにも該当するもので

(1)次のいずれかに該当すること

(T) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状

> 物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒 子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること

車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、 次のいずれにも該当するもので

平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること

(1)

施行規則で定めるもの

(2)

エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を

乗じて得た数値以上であること。

号口(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に改め、 度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、 第五十二条第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、 (3) 同号口に次のように加える 同号口 中 同

エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること

とし、 分の一」に改め、 ス又は」を削り、 を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、 同号ハ⑴⑦中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ⑴イイ中「四分の一」を「二 を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホ 第五十二条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、 同号ハの次に次のように加える 同号ニ②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十 同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五 同号ニ中

ので施行規則で定めるもの 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、 次のいずれにも該当するも

(1)次のいずれかに該当すること。

(T) ..平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量

超えないこと

超えないこと。 が 2.平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一 を

(2) を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五

第五十二条第二項第二号を次のように改める。

1 次に掲げる石油ガス自動車

0)

営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるも

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- 超えないこと。 が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量
- (1) が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を 超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量
- (2) を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること
- 口 自家用の乗用車のうち、 次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるも

(1) 次のいずれかに該当すること。

0)

- 超えないこと。 が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量
- (1) が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を 超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十

を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること

第五十二条第二項第三号イ中 「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、 同号口を次

のように改める 次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるも

自家用の乗用車のうち、

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合す
- (2)を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること

る 費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加え 二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消 に改め、同号ニを同号ホとし、 第五十二条第二項第三号ニ②中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上 同号ハ中「バス又は」を削り、 同号ハ(2)中 「平成

- 施行規則で定めるもの 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、 次のいずれにも該当するもので
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2)エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること

びニ」に改め、 百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ②の項中「百分の七十五」を「百分の八十」 号イ2の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、 え、「及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、 第五十二条第四項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、 「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、 「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加 「百分の百四十一」を「百分の 同表第一項第一号ロ(3)及びハ 「及び口」を「、 同項の表第一項第一 及

一項第

号 (2)

消費効率に百分の九十五令和四年度基準エネルギ

に百分の百四十七平成二十二年度基準エネルギー消費効率

項第一号口(3)

令和二年度基準エネルギー

| 平成二十二年度基準エネルギー消費効率

に百分の百五十を乗じて得た数値

(2) の項中 「及びハ2」を削り、 同表第一項第一号二2の項を次のように改める。

第一項第一号ホ(2) 令和四年度基準エネルギー 平成二十二年度基準エネルギー消費効率	
--	--

費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」 第五十二条第匹項の表第二項第一号ロ(2の項中 | 平成二十七年度基準エネルギー 「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える K 消

同表第一項第三号ロ2の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、 を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ②、 八十」に、 分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、 及びロ」に改め、 第一項第二号イ②の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を 「百分の六十五」を「百分の七十」に、 「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ②の項中「百分の七十五」を「百分の 第五十二条第五項中「、 「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、 「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ2の項中 同項の表第一項第一号イ2の項中「百分の六十五」を「百分の七十 第二号及び第三号イ」を 「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、 同表第一項第一号ロ(2)の項中「百 「及びロ、 第二号ロ及び第三号イ(2)の項中 第二号並びに第一 「百分の百九」 三号イ 同表

第 第 第二号口及び第三号イ(2)」を削り、 一項第 一項第 |項第三号イ(2) 一 号 口 (2) 一号 口 (2) 一号 イ (2) 令和十二年度基準エネルギ |ー消費効率に百分の六十||令和十二年度基準エネルギ 令和十二年度基準エネルギ | ー消費効率に百分の六十| 令和十二年度基準エネルギ ー消費効率に百分の七十 消費効率に百分の七十 同表に次のように加える。 令和二年度基準エネルギー消費効率に百 令和二年度基準エネルギー消費効率に百 分の 令和二年度基準エネルギー消費効率に百 分の八十七 令和二年度基準エネルギー消費効率に百 分の百二 百

> 第 |項第| 三号口(2) 一消費効率に百分の七十令和十二年度基準エネルギ **分の百二** 令和二年度基準エネルギー消費効率に百

加え、 定するオーストラリア軍隊 付則第九条の二の七第一項第二号中 同条に次の一項を加える (第五項において「オーストラリア軍隊」という。 「自衛隊」 の 下 に 「又は第四十七条第五項に規 を

5 が、 は、 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者 令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合に 当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない

第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する

ことによって」に改める 電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる 措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは つでも送達を受けるべき者に交付する旨(以下この条において「公示事項」という。 に、 を施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く その送達を受けるべき者の氏名及び知事又は県税事務所長がその書類を保管し、 第十九条中 「提示して」を「掲示し、又は公示事項を県税事務所若しくは県庁に設置した 「公示送達は、」の下に「送達すべき書類を特定するために必要な情報 r V

に改め、 百十を乗じて得た数値」を削り、 号口②中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号イ②中「百分の七十 の八十五」に改め、同項第二号イ②中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、 ②中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号口②中「百分の八十」を「百分 七十」に改め、 分の七十」を「百分の七十五」に改め、 エネルギー消費効率」を「令和七年度基準エネルギー消費効率」に改め、 同号ト2)中「平成二十七年度以降」を「令和七年度以降」に、 を「百分の八十」に改め、同号ロ②中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、 第五十二条第一項中「又は第三項」 「百分の六十」を「百分の七十」に改め、 同項第一号イ②中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、 同号口②中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、 同条第二項中 を「から第四項まで」に改め、 同項第二号イ(2)中 同号口(2)中 「又は第五項」を「から第六項まで」 「百分の七十」を「百分の 「百分の六十」を「百分の 「平成二十七年度基準 同号口(2)中「百 同項第三号イ 同項第一号イ 「に百分の

号イ2の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、

同表第一項第三号ロ2の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、

百分の八十五」に、

「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三

「百分の百二」を「百分の百十六

云百

第一号ロ②の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ②の項中「百分の

百九」に改め、同表第二項第二号イ②の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、

分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第二号ロ2の項中「百分の七十

「百分の百二」を「百分の百九」に改め、

同表第二項第三

「百分の八十七」を「百分の百二

云

号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、

同表第二項第三号ロ②の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、

を「百分の七十五」に、

6

項

第二

|| 号卜に係る部分に限る。) 及び第二項(第三号ホに係る部分に限る

同条に次の一項を加える。

の百二」を「百分の百九」に改め、

効率」という。 第一号ロ2の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百 項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」 分の八十」に、 分の百六十二」に改め、同条第五項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を 百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ2の項中「百分の六十 又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号イ2の項中 百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号ロ②の項中「百分の八十」を「 に改め、同表第一項第二号イ②の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の 、きものとして定められたもの - 基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用される を「百分の七十」に、 「百分の七十」を「百分の八十」に、 を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、 同表第一項第一号ロ②の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、 <u></u> に改め、 「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)) _ に改め、 同号ホ(2)中 「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項 同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百 「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百 (次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費 「百分の百五十一」を「百分の百七十三」に改 同条第三項中「 「百分の

> 消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。 う。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、 であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められ 度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和 で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、 エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは たもの(次項第三号ホ②において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とい 七年度基準エネルギー消費効率」という。」とあるのは よりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合におい 二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法に 第一項第三号ト2)中「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年 の規定は、 令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則 第二項第三号ホ(2)中 「平成二十七年度基準エネルギー 「基準エネルギー消費効率 「令和七年度基準

付則第九条の二の十一中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

則

(施行期日)

は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

- 三、第二十条の二十一及び第四十七条の十八の改正規定(公布の日) 第一条中福岡県税条例第二十条の三、第二十条の十二の二、第二十条の十九の
- 七年四月一日 第二条(第四号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第五条第二項の規定 令和二 第二条(第四号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第五条第二項の規定 令和
- リアとの間の協定の効力発生の日(以下「効力発生日」という。)のいずれか遅い防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラ正規定並びに附則第四条の規定 公布の日又は日本国の自衛隊とオーストラリア国正規定並びに附則第四条の規定 Sp四十七条の二十四及び付則第九条の二の七の改三 第一条中福岡県税条例第四十七条に一項を加える改正規定、同条例第四十七条の
- 改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に規定する政令で定める四 第二条中福岡県税条例第十九条の改正規定及び次条の規定 地方税法等の一部を

課する自動車税の環境性能割については、

なお従前の例による。

置が適用される場合等を定める省令

を「同号イ」に改め、

同欄第二号中

「離島振興対策実施地域内」を「離島振興対策実

「薪炭製造業」の下に「(省令第二条第一

同表不

同じ。)」を加え、

同日前に取得された自動車に対して

業振興促進区域

第四条の二の表事業税の項中欄第一号中「離島振興対策実施地域」の下に「のうち産

(離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が

」という。)第二条第一号イに規定する産業振興促進区域をいう。以下この表において 適用される場合等を定める省令(平成五年自治省令第一号。以下この表において「省令

「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措

(平成五年自治省令第一号)

第二条第一項第一号イ

課すべき自動車税の環境性能割について適用し、

、公示送達に関する経過措置

げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達につ 第二条の規定による改正後の福岡県税条例第十九条の規定は、 なお従前の例による 前条第四号に掲

(県民税に関する経過措置)

環境税について適用する。 条の八及び第二十条の九の規定は、 二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例 令和六年度以後の年度分の個人の県民税及び森林 (以下「新条例」という。) 第二十

(軽油引取税に関する経過措置)

2 第四条 用し、効力発生日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、 軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について 新条例付則第九条の二の七第一項 効力発生日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適 新条例第四十七条第五項及び第四十七条の四の二の規定は、 (第二号に係る部分に限る。) 及び第五項の規定 効力発生日以後の

(自動車税に関する経過措置

福

岡

なお従前の例による

県

公

報

第五条 2 して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対 第二条の規定による改正後の福岡県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する 新条例第五十二条の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部

を改正する条例をここに公布する 令和五年六月二十七日

号イに規定する過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。)」を加え、

施地域のうち産業振興促進区域内」に改め、

福岡県条例第二十六号

条例の一部を改正する条例 過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する

福岡県知事

服部

誠太郎

三十八年福岡県条例第四号) 過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例 の一部を次のように改正する 昭

を加える。 第一条中「令和三年法律第十九号」の下に「。第三条の二において「法」という。

当該過疎地域の公示の日」を「公示日」に改め、同表固定資産税の項中 計画に記載された産業振興促進区域」を加え、 を「公示日」に改め、同表不動産取得税の項中「市町村の区域」の下に「のうち市町村 の表において「公示日」という。)」を加え、同項下欄中「これらの区域の公示の日」 進区域」という。)内において、同令第一条第一号イ」に改め、 れた同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域 第一項に規定する市町村計画 「対象設備を」に、 の下に「のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域」を加え、 を「区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内」に、 第三条の二の表事業税の項中欄第一号中「内において、同号イ」を「のうち法第八条 「当該過疎地域又は当該特定市町村の区域」に改め、「公示の日」の下に「(以下こ 「これらの区域」を「当該区域」に改める (以下この表において「市町村計画」という。 「これらの区域」を「当該区域」に、「 (以下この表において「産業振興促 同欄第二号中「区域内 「これらの区域」 「対象設備」を 「市町村の区域

を

令和五年六月二十七日

振興促進区域」を加え、 動産取得税の項及び固定資産税の項中「、 「当該離島振興対策実施地域内」を「当該区域内」に改める。 離島振興対策実施地域」の下に「のうち産業

あわせて」を「場合には、併せて」に改める。 第六条第二項中 「第二十条の二十八」を「第二十条の二十八第一項本文」に、「際、

この条例は、 公布の日から施行する。

条例をここに公布する。 地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十七号

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部

を改正する条例

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例(平成二十九年福

岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

則

この条例は、 公布の日から施行する

に公布する。 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここ

福岡県知事 服部

誠太郎

福岡県条例第二十八号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

五十六号)の一部を次のように改正する。 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第

> 改める。 第十六条、 第二十九条及び第三十七条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に

第四十八条中 「厚生労働大臣」を 「内閣総理大臣」に改める。

に改める。 第五十九条、第六十九条及び第七十七条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和五年六月二十七日

福岡県知事

服部

誠太郎

福岡県条例第二十九号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

める。 等工事許可申請手数料」に、 八条第一項」を 「第十二条第一項」に、 「切土又は盛土をする」を「宅地造成等が行われる」に改 「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成 「第

別表五七の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和五年六月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例(平成十四年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正

する。

第三十条の二中「大牟田市」の下に「、柳川市」を加える。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、 令和五年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による (経過措置

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正

3

福岡県事務処理の特例に関する条例

(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を

次のように改正する。 別表四三の項中「大牟田市」の下に「、 柳川市」 を加える。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和五年六月二十七日

服部 誠太郎

福岡県知事

福岡県条例第三十一号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

る。 福岡県都市公園条例 (昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正す

別表第二の十四中表の部分を次のように改める。

犬一頭につき一回 単 位 金 額 1100円

附 則

ら施行する この条例は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日か

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和五年六月二十七日

福岡県条例第三十二号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県知事

服部

誠太郎

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一

部を次のように改正する。

第百二十一条第二項の表中二十の項を二十一の項とし、 十三の項から十九の項までを

項ずつ繰り下げ、 13 福岡県立糸島特別支援学校 十二の項の次に次のように加える。 糸島市

附 則

この条例は、 令和五年十一月一日から施行する

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和五年六月二十七日

福岡県知事

服部

誠太郎

福岡県条例第三十三号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一部を次のように改正する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例

(昭和二十九年福岡県条例第六十九号)

二十二号」を削り、 第四条の表前条第十八号及び第二十二号に掲げる作業に従事する場合の項中「及び第 「千百円」を「千六百五十円」に改め、 同表前条第二十一号に掲げ

る作業に従事する場合の項の次に次のように加える。

前条第二十二号に掲げる作業に従事する場合 Н 額 千百円

附 則

この条例は、 公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊勤

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

附

則

11

務手当に関する条例の規定は、 令和五年四月一日から適用する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県知事

服部 誠太郎

福岡県条例第三十四号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

改正する。 福岡県警察関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように

る。 第二項の表一二の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加え 第十四条第一項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条

福岡県知事 服部

る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十七日

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定め

誠太郎

福岡県条例第三十五号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

る条例(平成二十四年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定め

法律第百五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転 第二条第二号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車 (道路交通法 (昭和三十五年

附 則

車」に改める。

この条例は、令和五年七月一日から施行する。